

大野市文化活動の環境づくり評価委員会設置要綱を次のように定める。

令和8年4月15日

大野市長 石山志保

大野市文化活動の環境づくり評価委員会設置要綱

(設置)

第1条 文化活動における市が所有する施設(以下「施設」という。)の活用に向け、施設の環境づくりについて評価するため、大野市文化活動の環境づくり評価委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 環境づくりに係る取組の評価に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、委員会の運営に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員6人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 文化振興に関する実務経験を有する者
- (3) 音響分野の専門的知見を有する者
- (4) 舞台技術の実務に従事する者
- (5) 建築に関する専門的知見を有する者
- (6) 文化活動を鑑賞する者
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から令和9年3月31日までとする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聞き、又は説明若しくは資料の提出を求めることができる。

(会議の公開)

第7条 委員会の会議は、公開する。ただし、委員長、副委員長又は委員の発議により、出席者の3分の2以上の多数で議決したときは、これを公開しないことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、地域づくり部地域文化課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。